平成２９年（フ）第９号
福岡県久留米市日ノ出町84番地　日ノ出ビル302
破産者　田熊　和廣
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９７号
福岡県うきは市浮羽町山北1716番地
破産者　白石　貴光
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６号
熊本県菊池郡大津町大津947－３　グラッドハイツ306号、開始決定時の住所熊本県阿蘇市湯浦1156番地１　藤田哲人方
破産者　下田　隆司
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市桜木町４丁目18番16号
破産者　江谷　敏明
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第９４号
福島市永井川字合ノ川16番地の２スペースイン永井川107号
破産者　鈴木　利良
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
福島県いわき市泉町滝尻字前坪52番地
破産者　上遠野英行
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３９号
愛知県豊橋市野依台２丁目７番地８（Ａ－127)、開始決定時の住所岐阜県多治見市東山３丁目９番地の４
破産者　箕浦　雅之
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市野依台２丁目17番地３
破産者　小澤　一幸
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５号
滋賀県野洲市西河原357番地、営業所所在地滋賀県野洲市西河原２丁目2382番地
破産者　西川精肉店こと　西川　和彦
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７３号
大津市坂本６丁目29番78―303号
破産者　米谷　　司
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２７号
滋賀県草津市追分３丁目22―19　草津ロイヤルマンション113、住民票上の住所福岡県宗像市神湊487番地44　神湊漁民県営住宅309号
破産者　堀田　健太
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９６号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目23番４号　聖和マンション101号
破産者　平木　陽久
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６０号
広島県福山市北吉津町３丁目１番25―810号菊屋マンション
破産者　山岡　雅伸
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７１号
広島県福山市引野町北２丁目20番５号　レオパレス悠友201、前住所広島県福山市蔵王町160番地220
破産者　正路　雅之
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４０号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4287　大島病院、住民票上の住所佐賀県鳥栖市藤木町1168番地
破産者　清水　尚通
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
長崎県長崎市八幡町６番２号　菅ビル４Ｆ
破産者　竹原　　静
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４０８号
福岡県春日市日の出町５丁目10番地　南福岡ハイツ306号
破産者　中島　芳子
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８号
富山県魚津市大光寺1465番地
破産者　山口　三夫
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部